

令和2年度 第2回 湖西市環境審議会 会議録（要旨）	
開催日時	令和2年11月26日（木） 9:55～10:55
開催場所	湖西市役所2階 市長公室
出席者	（委員）7人全員 （事務局）5人
内 容	
1 開会	事務局 環境課長あいさつ、資料確認
2 会長あいさつ	<p>佐原会長ごあいさつ</p> <p>佐原会長：本日はお忙しいなか、環境審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。さて、10月26日には、菅首相が、所信表明演説の中で、「温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとする」という目標を宣言しました。また、アメリカ大統領選挙では現在のトランプ氏に代わって、バイデン氏が優勢となっており、バイデン氏が大統領に就任したあかつきには、トランプ氏が離脱したパリ協定に再び参加すると聞いています。</p> <p>このように世界的にも地球温暖化対策は避けて通れません。大変な課題となっております。本市におきましても足並みをそろえて、温暖化対策に取り組んでいくことが求められています。</p> <p>本日の会議は前回の続きということで、「第3次湖西市環境基本計画（案）」につきまして、第4章以降について、審議を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。また、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。</p>
3 審議事項	<p>(1) 第3次湖西市環境基本計画（案）について</p> <p>佐原会長：前回に引き続き、「第3次湖西市環境基本計画（案）」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局：前回の環境報告書2020の訂正箇所及び第3次湖西市環境基本計画（案）について説明</p> <p>＜質疑・意見＞</p> <p>平井委員：3点あり、地球温暖化対策の実行計画の事務事業編であるが、区域施策編は湖西市はどうなっているのか。</p> <p>事務局：区域施策編も事務事業編もそうだが、実際には（計画）年度途中で止まってい</p>

た。（注：実際には平成 16 年 3 月に策定し、計画期間としては平成 25 年 3 月までであった。計画期間は終了していた。）

平井委員：何が止まっていたのか。

事務局：地球温暖化対策実行計画である。とりあえず今回の計画の中に事務事業は入れようということで動かしていくということである。地域施策編については、大きな市についてはやらなければいけないのだが、小さな市については、事務事業編で問題ないという話があったので。（注：都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市に対しては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項において、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項（いわゆる区域施策編）を策定することを義務付けています。このことは、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）においても、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市の基本的な役割として定められています。また、施行時特例市未満の市町村に対しては、同法第 19 条第 2 項の趣旨に照らし、地球温暖化対策計画において、区域施策編の策定に努力することが求められています。）

平井委員：わかりました。2 点目である。6 ページで「気候変動適応法」と「気候変動適応計画」について、触れていただいているが、「気候変動適応法」が 1 昨年 の 12 月に施行されて、国の方が「気候変動適応計画」を作っているのだが、結構、各自治体も「気候変動適応計画」を作っている。例えば、他の自治体の「環境基本計画」には「気候変動適応計画」を入れてくるケースがある。これ、入れなければまずいと言っているわけではないが、検討をされたのか。結局、今、非常に問題なのは、「地球温暖化対策推進法」に基づいて二酸化炭素の削減をやっていくのが、先ほど来、地球温暖化対策実行計画の中にあるのだが、減らしていくという緩和だけでなく、適応していくとの両輪でやっていくというのが、国の考えになっているので、適応計画をできるだけ反映させるというのを各自治体まで求めていると思うので。そこら辺がどうなのか。一応検討されたのか。他の自治体では、結構、適応計画が入ってきているのがある。これが 2 つ目。

3 つ目は、食品ロス削減法が今度できた。食品ロスの削減については、どこかで触れているか。文言だけでも入れておいた方が良さそうな気がする。

事務局：食品ロスも気候変動適応計画についても具体的に検討していなかった。委員の意見を参考にして検討したい。この中に謳えるものなら謳っていきたい。

清水委員：基本的なことであるが、冒頭で環境基本計画とはなんぞやということをしごく大まかにお話いただけるとわかりやすいかと思う。丁寧でなくても結構、本当に簡単でよい。

事務局：基本計画（案）の 1 ページを見ていただきたい。環境基本計画については、湖西市では環境基本条例というものを制定しており、その中の目的である、“今の

湖西市民が、環境がもたらす様々な恵みを受けること”、“この恵みを将来の湖西市市民が受けることができるよう、環境を継承すること”があり、この目的を達成するため、市に対して、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として定めるものとなっている。

第2節になるが、湖西市としては、本市の環境分野全般について、長期的な視点から考え、将来的に市が目指す「望ましい環境像」を示して、市民・事業者・市が協働して進める取り組みについて定めるものと考えており、市民・事業者・市民それぞれの役割や実践すべき行動をこの中に示している。そのように考えている。

この計画については、2ページを見ていただき、計画の位置づけであるが、湖西市が進めている環境基本計画は、国が定める環境基本法や環境基本計画、静岡県が定める環境基本条例や環境基本計画、そういったものを補完するということもあるが、湖西市が今進めている湖西市総合計画やいろいろなところで作っている計画と連携しながら湖西市の環境を維持・保っていく、それで次の世代に引き継ぐ、そういったための目標であるとか行動を示したものであると考えている。

清水委員：ありがとうございました。

佐原会長：余談であるが、今、大型開発が始まっている。新幹線からも見える。大きなものを作っているが、何ができるのかという話もあって、地元の人たちは分かっているが通る人たちはわからない。工場用地を作っているなら申込みに行くかなと。どこかで少し触れたいね。

事務局：会長が今言われたのは、浜名湖西岸の工業団地の計画のところを言われていると思う。

佐原会長：具体的に大型工事が始まっているよと。口だけではないよと。こういうことですね。

事務局：そちらの方は湖西市総合計画であったり、今、都市計画課の方で立地適正化計画を策定しているので、そちらの方で表現がされるものと考えている。環境の面からだと、そこにつながる道路における交通の関係とかそこから排出される排水の関係。そういったところは関係があるのかなと思うが、環境基本計画にはなかなか書きづらいと考えている。

佐原会長：私は以上です。

清水委員：重点プロジェクトのスケジュールであるが、期間がずいぶん長いような気がする。よその計画を見ると大体10年ぐらいが、長くても15年。これを見ると一番長いのは30年。20年だったら私はいないね。

事務局：環境基本条例の2条に、“市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない”

2項では“環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。1号 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱 2号 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項”とある。この中の2項の1号にある長期的な計画の中で、13年の計画ではあるが、10年後だとか20年後だとか30年後だとか今後も臭いの関係についてもやっていたかなければならないと、そういったことのために謳ってある。

清水委員：悪臭なんか具体的な腹積もりなんかはあるのか。おそらく出来ないから20年の長いスパンをとったりしていると勘ぐったりもするが、そんなことはないか。

事務局：今言われた悪臭、臭いというのは一つの感覚的なところもあるので、湖西市の方向性としては畜産業も守っていきながら、その施設に対して補助金も投入しながら、それでさらに住んでもらうためには、そういった悪臭をなくす、臭いの苦情をなくすような施策をとということで、市長の方も取り組むと言っているので、当然、簡単にはいかないということは重々承知している、そういった夢の意思表示ということで載せさせていただいている。10年、20年、30年と長期の目標も定めているが当然、今の計画の中では追いつかないことであり、13年の計画をここにするとというときにさらにはここまで行きたいんだということを表すために、重点プロジェクトという形で載せさせていただいている。

清水委員：わかりました。基本計画なので実施計画ではないので、おっしゃるとおりだと思うが、よその市の基本計画を見ると、20年、30年はあまり見たことないので。

それからフロンのところを書き直していただき余分なことで申し訳なかったが、著作権の問題がある。市の環境基本計画で著作権侵害なんて言われたら結構いやらしい問題なので。余分なことを申し上げました。

高柳委員：考察であるがきれいにまとまっていると思う。ただ我々も企業の中で作るとなるとこのように総花的になってしまう。いかんせん、実行していく上においては、なかなか実行できずに終わってしまうということがあるので、実行計画に落とす際にはその辺をきちんと実行できるような方策で臨んでほしいとお願いしたい。

それからせつかく我々の環境保全協議会があるので、こういったものを協議会を通じて企業に流していただきたい。そして、その企業等が足並みを揃えた形で進めていってほしい。お願いである。

個人的には1点だけ、夏の冷房の温度設定、28℃、現実的には厳しい環境である。会社の中でもいつも論議になるのだが、28℃を絶対守らなければいけないのかというと現実的には耐えられないという世界になるので。ただこれが一般的に世の中に出回ってしまっているんで、我々もやらざるを得ないのだが、この辺が少し現実的な数字になるといいかと、これは市の問題ではなく日本全体としてどう考えるかという話になるのだが。

プロジェクト3の削減可能性、2050年を目指して本当に全部実質ゼロにできる

のか。こういったところを探るということになるが、この辺についてもどういふふう調査してやったのか、企業としても意外なところがあるので、ぜひ環境保全協議会の方にもこの情報を落としていただきたいと思います。

事務局：削減可能性の調査というのは、まだこれから考えていくことになるので、そういった情報については、当然湖西市だけでできるものではないので、そういった協議会しかり、いろいろなところで広報して取組みについては公表していきたい。こういった計画についても、当然関連する市内の企業の皆さん、当然市民の皆さんにも公表していきたいと思っているので積極的に情報公開していく形で進めていきたいと考えている。

高柳委員：ぜひお願いしたいと思う。我々企業としてもこの目標に向かって、おそらく省エネ法が改正されて、企業に対しては厳しい目標値が与えられると思うので、達成しなければいけない立場になっていると思うので、それに向けてどうやったらいいのか。基本的には電化しかないと思うが、その電力とてフリー動力を使えという話になるとどうやって電力を調達するのか確保するのか様々な問題がでてくるので、その検討結果をぜひ共有したいと思う。お願いします。

(2) その他

佐原会長：事務局何かありますか。

事務局：今後、今皆さんからいただいた意見について、これ今ほぼ完成形という形で見せしているが、もう一度今いただいたような意見とか内容、文章を見直して、直すべきところがあれば直して今後進めていきたい。その際には皆さんに資料を提供させていただき、こういったところを直しました、そういったところを修正しましたという形をとらせていただきたいと思います。今後、こちらについては完成したあかつきには、市民の皆様に対して、一般の方に対してパブリックコメントをとる形で意見の確認をとらせていただくような段取りをとらせていただく。今後としては、パブリックコメントが終わった時点で第3回目の環境審議会の方をお願いしまして、修正点とかこういう意見があつてどういふふうに対応するのかというのを説明させていただき取りまとめていきたいと考えている。

4 連絡事項

事務局：きょういただいた意見、あともう一度事務局の方で確認をさせていただき、直すべきところ、修正点があったら、今少しあるが、そういったところを皆さんの方に通知等でご連絡をさせていただき、了解をいただくような形をなるべく取らせていただきたいと思います。事務局中で決裁等を取り、これで行こうと決まったら、先ほど少し話をさせていただいたが、一般の方に対するパブリックコメントを予定している。この環境基本計画と連携している計画の湖西市第6次総合計画も策定中であり、そちらの方も同時にパブリックコメントをとるようなことを考えているので、パブリックコメントのタイミングについてはそちらの計画と合わせた形で進めさせていただくということで、まだ日程等は決まっていないが、早ければ12月の末ぐらいから1か月間、総合計画にあわせてパブリックコメントをとっていきたいと考えている。直すべきところ、修正点等についての確認については12月の早い時点で皆さんの方に提案させていただいて、これですと出すという形の報告をさせていただければと思ってる。そして、パブリックコメントが終わりその結果等を取りまとめた後に第3回の環境審議会を皆様に集まっただき開催したいと思っているので、よろしくお願ひしたい。本日の審議の内容については会議録としてまとめてウェブサイトの方へ公表させていただきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

5 閉会